

市町村コード

2 3 2 1 1

被保険者番号

0 0

6 4 3

## 介護保険認定調査票(特記事項)

被保険者番号を記入

置かれている環境等(家族状況、住宅環境、傷病、既往歴等)

現在の介護に影響する病歴、歩行状況、申請理由等

## 1. 身体機能・起居動作

(1) 確認動作の状況、四肢の欠損の有無等を記載。

(2) どの関節に可動域制限があるかを記載。

( )

(7) 判断根拠 + 足取り(小股で摺り足等)

( )

( )

(10) 判断根拠 + 入浴回数、介助が発生している理由

(11) 判断根拠 + つめ切りの介助が発生する理由

( )

## 2. 生活機能

(1) 判断根拠 + ベッドから車いすへ等移動している機会

(2) 判断根拠 + ふらつきや転倒の有無、屋外での付き添い介助の手間

(3) 判断根拠 + 調理段階で、とろみや刻み食を準備している等の手間

(4) 判断根拠 + 食べこぼしを片づける手間

(5. 6) 判断根拠 + 排泄回数、尿・便失禁を片づける手間

(7)

(8)

(9) 判断根拠 + } 清潔保持の意識がない等介助が発生する理由

(10)

(11)

(12)

( )

( )

( )

## 3. 認知機能

(2~7) 日頃の状況 + 調査時答えた内容

( )

( )

( )

( )

## 4. 精神・行動障害

(1) 頻度 + 症状 + 介護者の対応

(\*)

## 5. 社会生活への適応

■(1) 判断根拠 + 薬の用法・用量の理解をしているか

(2) 全体 少額(小遣い程度)の支出入を把握しているか

( )

( ) 不適切や想定で判断する場合、括弧の前に■をつける。

## 6. 特別な医療

(1) 調査日からさかのぼって14日以内に、医師もしくは看護師等から医療行為を受けたもので、継続性があるもの

## 7. 日常生活自立度

( ) 悩む案件は、括弧の前に●をつける。

●(2) 判断根拠 + 悩んだ理由があれば記入

備考:

(3~8徘徊)、(3~9外出して戻れない)、4群、精神行動障害に該当しないが、介護の手間が発生している等、審査会でアピールしたいエピソードについては(\*)をつけ記載。

申請番号は記入必須。

申請番号

2 3 2 1 1

0 0 1 2 3 4 5 6 7 8

6 4 3

## 介護保険認定調査票(特記事項)

置かれている環境等(家族状況、住宅環境、傷病、既往歴等)

H26年脳梗塞発症。現在、右半身に麻痺が残存。H27年2月認知症と診断。物忘れ見られ、生活動作に声かけなど一部介助が必要。

## 1. 身体機能・起居動作

- (1)右下肢は確認動作の位置まで挙上できない。両上肢、左下肢は確認動作できる。巧緻動作はできる。  
 (2)右膝関節は可動域制限はない。  
 (4)肘をついて支えにし起き上がる。  
 (7)杖歩行。右足を擦りながら歩く。  
 (8)ベッド柵に掴まり行う。

(10)デイ職員が背中と足先は洗う。手の届く範囲は自分で洗う。デイで週2回入浴。

(11)デイ職員が足の爪を切る。足の爪は手が届かず自分で切れない。手の爪は自分で切る。

( )

( )

## 2. 生活機能

- (2)自宅内は見守りなく移動。週1階ふらつきみられるため、デイ職員は遠目に見守る。通院は家族が付き添う。  
 (3)呑せはない。家族が調理段階で刻み食を準備。  
 (4)箸で自己摂取。日1回、食べこぼしがあり、家族が片づける。  
 (5)家族が毎回水流しを介助。その他の動作は自分で行うが、毎回水の流し忘れがあるため。日5回トイレで排尿。  
 週1回、尿失禁あるが、自分でパンツを交換する。  
 (6)家族が毎回拭き直し、水を流す。その他の動作は自分でできるが、毎回、拭き残しがあるため。日1回トイレで排便。  
 デイでも同様の介助と聞く。  
 (7)デイ職員が歯ブラシを渡すと自分で行う。清潔保持の意識なく、自宅では行わない。  
 (8)デイ職員がタオルを渡すと自分で拭く。洗顔の週刊なく、デイの入浴時に自分で洗うのみ。  
 (9)デイ職員が入浴後にタオルで拭く。短髪で行っていない。  
 (10)行為はできる。自分からは着替えようとせず家族が最初の声掛けをする。朝と寝る前に更衣。週1回、着る順序が分からず家族が指摘すると自分で着替える。

(12)週2回デイ。月1回通院。

( )

## 3. 認知機能

- (4)調査直前の事も覚えておらず、確認検査は不正解。日頃は直前に食べたことも忘れることが多い。  
 (6)調査時答えられず、日頃も理解が曖昧なことが多い。

( )

( )

## 4. 精神・行動障害

- (12)週1回、食事したことを忘れ催促することがある。家族は説明をするが納得せず、毎回再度おやつを準備し渡す。  
 (\*)この1ヶ月ではないが、深夜にタンスの引き出しを出したりしまったりを繰り返した。家族は、様子を見守った。

## 5. 社会生活への適応

- (1)飲用量の指示、見守りに介助が必要で「一部介助」。自分で薬と水を準備し内服するが、残薬がら割程ある。家族の介助はない。薬の理解も曖昧。  
 (2)家族が全て管理。支出入の把握ができない。  
 (3)治療方針は理解できず、家族が決定する。服の選択や見たいテレビ番組の選択はできる。  
 (5)家族が見繕って買う。依頼なし。家族が炊飯・弁当の温めを行う。

## 6. 特別な医療

- (1)調査前日に受診し、看護師から点滴を受けた。継続性あり、定期受診時には毎回点滴を受けている。

## 7. 日常生活自立度

- (1)1人では外出できず、家族が付き添う。日中は離床して過ごす。AI

- (2)短期記憶できず、服薬と金銭管理に介助がある。ひどい物忘れもありⅢaと迷ったが週1回であるため、II bと判断。  
 備考: 調査時、立ち会い者が多弁。